

令和3年度公益社団法人愛媛県畜産協会農場バイオセキュリティ対策強化支援事業実施要領

令和3年8月6日付け媛畜協発第386号

公益社団法人愛媛県畜産協会（以下「協会」という。）は、令和3年度愛媛県消費・安全対策関係事業実施要領（令和3年3月30日付け2畜第1255号。以下「実施要領」という。）第1の2に係る資機材の整備については、本要領の定めるところにより実施するものとする。

第1 事業の目的等

- 1 この事業は、地域の家畜の所有者等（以下「畜産経営体」という。）が飼養衛生管理基準の高度化に必要な資機材について、協会が整備し、当該資機材を畜産経営体が活用することにより、農場バイオセキュリティの向上を図るものとする。
- 2 この事業の実施期間は、令和3年度限りとする。

第2 畜産農家等

- 1 この事業における畜産経営体の範囲は、愛媛県内に農場が所在する畜産農家とする。

第3 整備する資機材

- 1 この事業において整備する資機材の範囲は、畜産経営体が、自らの農場において農場バイオセキュリティを向上させるために必要な資機材（以下「対象資機材」という。）とし、別表に掲げるものとする。
- 2 以下の内容は、整備の範囲外とする。
 - (1) 既存資機材の代替として同種・同能力のものを再整備するいわゆる更新
 - (2) 一般に市販されていない製品での整備
 - (3) 中古製品による整備

第4 事業の実施方法

- 1 この事業により対象資機材の整備を希望する畜産経営体は、別紙様式第1号により対象資機材整備申込書を管轄の家畜保健衛生所を経由して協会に提出するものとする。
- 2 家畜保健衛生所は対象資機材整備申込書の内容が事業内容に合致してい

ることを確認後、協会に送付するものとする。

- 3 協会は、1による申込書の提出があった場合には、その内容を審査し、
適当と認められる場合には、申し込みのあった畜産経営体に対し別紙様式
第2号により対象資機材の整備を決定した旨を通知するものとする。
- 4 協会は、3による対象資機材整備決定後、当該対象資機材を購入するも
のとする。
- 5 協会は、整備した対象資機材について、3による決定内容に基づき、畜
産経営体と別紙様式第3号により使用及び管理に係る契約を締結し、使用
及び管理させるものとする。
- 6 使用及び管理の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和
40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間とする。

第5 対象資機材整備内容の変更

- 1 対象資機材整備申込書を協会に提出した畜産経営体が、次のいずれかに
該当する場合は、あらかじめ別紙様式第4号により対象資機材整備変更申
込書を管轄の家畜保健衛生所を経由して協会に提出し、その承認を受けな
ければならない。
 - (1) 対象資機材の内容、品目及び事業量の変更
 - (2) 整備場所（農場）の変更
 - (3) 使用目的の変更
- 2 協会は、1による申込書の提出があった場合には、その内容を審査し、
適当と認められる場合には、申し込みのあった畜産経営体に対し別紙様式
第5号により対象資機材整備の変更を決定した旨を通知するものとする。

第6 対象資機材整備内容の確認検査

- 1 畜産経営体は、対象資機材の整備完了後、整備内容が適切であることに
ついて、管轄の家畜保健衛生所により実地又は写真による確認を受けるも
のとする。
- 2 畜産経営体は、前項の確認を受けた場合は、令和3年度愛媛県消費・安
全対策関係事業実施要領第4の3の規定に基づく確認に係る調書（同要領
別添様式1）の作成を当該確認者に求め、協会に提出するものとする。

第7 対象資機材整備に係る経費負担

- 1 第4の1により対象資機材整備を申し込んだ畜産経営体は、対象資機材
整備に要する経費の一部（以下「負担金」という。）を負担するものとし
る。

2 負担金の額は次のとおりとする。なお、円未満の端数は切り上げるものとする。

(1) 対象資機材の購入経費（消費税及び地方消費税を除く）の2/3の額
なお、次の経費等は購入経費に含めず、全額畜産経営体が負担する。

①対象資機材の稼働に必要な電気、水、ガス等の供給に係る工事及び
同等設備の整備費

②対象資機材の整備に伴う用地の買収又は造成、既存資機材の撤去、
賃借に係る経費

(2) 対象資機材の購入に係る消費税及び地方消費税の全額

(3) 対象資機材整備に係る経費のうち協会が別に定める額の全額

第8 負担金の納入

1 対象資機材整備を申し込んだ畜産経営体は、第7の2の(1)から
(3)に規定する負担金の全額を協会に納付しなければならない。

2 協会は、負担金の納入方法及び納付期限について別に定めるものとする。

第9 負担金の相殺の禁止

1 対象資機材整備を申し込んだ畜産経営体は、協会に納付すべき負担金について、相殺をもって協会に対抗することはできない。

第10 負担金の返還

1 対象資機材整備を申し込んだ畜産経営体が納入した負担金は、使用管理契約の解除が行われた場合その他いかなる場合であっても、これを返還しないものとする。

第11 契約の解除

1 使用管理契約者は、協会が定める期間において、この契約を解除することはできないものとする。ただし、やむを得ない事由がある場合には、協会は使用管理契約を解除することができるものとする。

第11 雑則

1 協会は、この要領に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について必要に応じ、使用管理契約者等に対し調査し又は報告を求めることができる。

2 協会は、この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事

項については、愛媛県の指導の下、協会代表理事が別に定めるとする。

附則

この実施要領は、令和3年8月6日より施行する。

別表

事業の内容	整備の範囲
<p>農場バイオセキュリティ対策強化支援事業</p> <p>(1) 農場消毒体制の強化 病原体の殺菌効果を高めるための動力噴霧器、飲水消毒器等の消毒機器の整備</p> <p>(2) 野生動物侵入防止体制の強化 病原体の持ち込み又は拡散する野鳥やネズミ等の野生動物の侵入防止効果を高めるための防鳥ネット、死体保冷保管庫等の整備</p> <p>(3) 交差汚染防止体制の強化 農場内の人・物の動きを制限し、交差汚染防止効果を高める簡易更衣室、パスボックス等の整備</p> <p>(4) 農場防疫体制の強化 (1)～(3)以外に農場防疫体制の強化に必要と認められるもの</p>	<p>(1) 資機材の購入費用</p> <p>(2) 資機材の購入に伴う運搬費や据付費</p>

別紙様式第1号（第4の1関係）

令和3年度公益社団法人愛媛県畜産協会農場バイオセキュリティ対策
強化支援事業に係る対象資機材整備申込書

年 月 日

公益社団法人愛媛県畜産協会
代表理事 様

住 所
団 体 名
代表者氏名



農場バイオセキュリティ向上のために必要な対象資機材の整備について、令和3年度公益社団法人愛媛県畜産協会農場バイオセキュリティ対策強化支援事業実施要領第4の1の規定により、下記のとおり申し込みます。

記

1 畜産経営体の概要

フリガナ		経営形態	<input type="checkbox"/> 乳用牛
氏名又は 名称			<input type="checkbox"/> 肉用牛 <input type="checkbox"/> 養 豚 <input type="checkbox"/> 採卵鶏 <input type="checkbox"/> 肉用鶏
代表者の 役職名		フリガナ	
		代表者の氏名	
住所			

注：代表者の役職名及び代表者の氏名は、補助事業者が法人又は団体の場合に記入すること。

2 対象資機材の使用目的

3 対象資機材の内容

事業 内容	整備施設の設置場所 (農場)	品目 (規格・規模)	事業量	備考

4 添付資料

- (1) 用地内における整備施設の配置図及び整備予定場所の写真
- (2) 対象資機材の規格等が分かる資料 (カタログ等)

別紙様式第2号（第4の3関係）

令和3年度公益社団法人愛媛県畜産協会農場バイオセキュリティ対策
強化支援事業に係る対象資機材整備決定通知書

年 月 日

（申込者氏名又は名称） 様

公益社団法人愛媛県畜産協会

代表理事



令和3年 月 日付けで申し込みのあった農場バイオセキュリティ向上のために
必要な対象資機材の整備について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 対象資機材の内容

事業 内容	整備施設の設置場所 (農場)	品目 (規格・規模)	事業量	備考

農場バイオセキュリティ向上対策対象資機材使用管理契約書

公益社団法人愛媛県畜産協会（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、令和3年度公益社団法人愛媛県畜産協会農場バイオセキュリティ対策強化支援事業実施要領（令和3年 月 日付け媛畜協発第 号。以下「実施要領」という。）に基づき整備した対象資機材の使用及び管理について、次のように契約する。

（契約の趣旨）

- 第1条 農場のバイオセキュリティの向上を図るため、甲は整備した対象資機材を、乙に無償で使用及び管理させるものとする。
- 2 乙は、前項の規定により使用及び管理する対象資機材（以下「使用管理対象資機材」という。）を用いて、家畜伝染性疾病の侵入防止等のための取り組みを実施するものとする。

（家畜伝染病予防法の遵守）

- 第2条 乙は、契約締結時点において、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「家伝法」という。）を遵守しなければならない。なお、家伝法第12条の6の規定に基づき、知事から家畜の飼養に係る衛生管理の方法について改善すべきことの勧告又は当該勧告に係る措置を取るべきことの命令を受けた場合は、その改善が図られていることが確認されていなければならない。
- 2 前項の要件は、使用管理契約締結後においても同様とする。

（使用管理対象資機材）

第3条 この契約に基づく使用管理対象資機材の品目、事業量、使用管理場所及び使用管理期間は次のとおりとする。

品目	事業量	整備施設の設置場所（農場）	使用管理期間

- 2 乙は前項の使用管理場所を変更してはならない。ただし、天災その他やむを得ない理由により使用管理場所を変更したい場合は、管轄する家畜保健衛生所に指導を受け、当該家畜保健衛生所長の意見を添えて、甲に事前に協議するものとする。

(使用管理の経費)

第4条 使用管理対象資機材の使用及び管理に要する経費は、全て乙において負担するものとする。

(使用管理期間終了時の措置)

第5条 甲は、第3条第1項の使用管理期間を終了した時は、同条の使用管理対象資機材は、乙に無償で譲渡するものとする。

2 乙は前項により甲が譲渡しようとするときは、これを譲り受けるものとする。

(管理状況の報告)

第6条 乙は使用管理対象資機材の管理状況を設置後から使用管理期間終了までの間、毎年度、甲が定める様式により、遅滞なく甲に報告するものとする。

(使用管理対象資機材の保全)

第7条 乙は、使用管理対象資機材を善良な管理者の注意を持って使用し、対象資機材が常時正常な状態を保つよう保守、点検、整備を行い、損傷を受けたときは、その原因の如何を問わず修復、修繕を行い、その費用の一切を負担するものとする。

(使用管理対象資機材の現状変更)

第8条 乙は、事前に甲の書面による承諾を得た場合を除き、対象資機材の一部を除去し、または取替え、その他改造等の変更をしないものとする。

(使用管理対象資機材の返還)

第9条 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合は、乙に対し、使用管理対象資機材を返還させることができる。

(1) 故意若しくは重大なる過失により法令に違反したとき。

(2) 家伝法第12条の6の規定に基づき知事から飼養に係る衛生管理の方法について、改善すべきことの命令を受け、その改善が確認されないとき。

(3) 報告を求められた場合において、その報告を怠り若しくは拒否し、又は不実の報告をしたとき。

(契約の解除)

第10条 乙は、第3条第1項の使用管理期間において、この契約を解除することはできないものとする。

2 甲は、乙が故意又は重大な過失により使用管理契約に違反した場合には、この契約を解除できるものとする。

(疑義の解決)

第11条 全各条のほか、この契約に関して疑義を生じた場合には、甲乙協議の上、解決するものとする。

(その他)

第12条 この契約に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、実施要領等に定めるところによるものとし、その他の事項については甲、乙協議のうえ定めるものとする。

上記契約の証として契約書2通を作成し、甲及び乙が記名押印したうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 愛媛県松山市千舟町六丁目5番地9
公益社団法人愛媛県畜産協会
代表理事

乙

別紙様式第4号（第5の1関係）

令和3年度公益社団法人愛媛県畜産協会農場バイオセキュリティ対策
強化支援事業に係る対象資機材整備変更申込書

年 月 日

公益社団法人愛媛県畜産協会
代表理事 様

住 所
団 体 名
代表者氏名

印

令和3年 月 日付け 第 号で対象資機材整備決定の通知があった事業について、下記のとおり変更したいので、令和3年度公益社団法人愛媛県畜産協会農場バイオセキュリティ対策強化支援事業実施要領第5の1の規定により、下記のとおり申し込みます。

記

1 変更理由

2 変更内容

変更前：

変更後：

3 添付資料

対象資機材整備申込書に添付したものに変更があった場合のみ添付すること。

別紙様式第5号（第5の2関係）

令和3年度公益社団法人愛媛県畜産協会農場バイオセキュリティ対策
強化支援事業に係る対象資機材整備変更決定通知書

年 月 日

（申込者氏名又は名称） 様

公益社団法人愛媛県畜産協会

代表理事



令和3年 月 日付けで申し込みのあった農場バイオセキュリティ向上のために
必要な対象資機材の整備について、下記のとおり変更を決定したので通知します。

記

1 対象資機材の内容

変更前：

変更後：